

松江市小規模企業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市小規模企業者支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 工作機械等 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に規定する機械及び装置をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市小規模企業者支援事業補助金
補助金交付の目的	小規模企業者の工作機械等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得、更新又は補修とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。
補助対象経費	次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 (1) 10万円以上の工作機械等の取得又は更新に要する経費 (2) 工作機械等の補修に要する経費（総額10万円以上となる場合に

	限る。) (3) その他市長が特に必要と認める経費
交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業を主たる事業として営む小規模企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	令和7年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書及びその明細の写し
- (3) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(補助金の返還)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後5年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業所を市外に移転する場合 全額
- (2) 廃業する場合 全額又は一部

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。